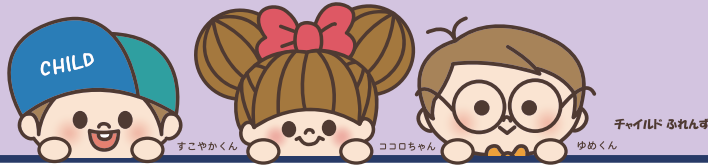


# 選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



## 行政監査で指摘の多いポイント（会計・経理）

㈱幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

**Q** 行政監査でたくさん指摘されないか不安です。

前回の行政監査から数年が経ち、そろそろ実地での監査が行われる可能性が高いです。行政監査において指摘を受けることが多い事例などがあれば教えてください。

合わせて、監査までに準備できるもの、日々の業務の中で注意すべきポイントを教えてください。



**A** 実際にあった指摘の中で、特に多かった2つの事例を紹介します。

ここ数年、会計・経理について指摘が多いのが、保護者等より收受した金銭の金融機関への預け入れについてです。これは法人ごとに経理規程によって定められており、多くの法人では7～10日以内となっていることかと思えます。監査当日に現金出納簿を確認された際、收受した一時保育料や延長保育料が定められた期間を過ぎて普通預金へ預け入れされている場合、指摘を受けることとなります。今一度経理規程を確認して、普段から定められた期間内に入金するよう心掛けましょう。

もう一つは理事長への月次報告です。会計責任者は毎月拠点区分ごとに会計を締めした後、月次試算表（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表）を理事長へ提出する必要があります。こちら提出期限が経理規程で定められており、翌月20日～月末となっている場合が多いかと思えます。また、せっかく提出しても提出日が記載されていないと期限内に提出されたか判断できないため、指摘を受けることになるかもしれません。月次試算表を提出する際、会計責任者が日付を付すことで、余計な指摘を未然に防止することができます。

今回は心配なし！



監査までの準備は？

日々の業務で注意すべきポイントは

### 事業部紹介

#### 株式会社 幼保経営サービス 会計事業部

平成16年7月にチャイルド社の関連会社として発足。認可保育所、認定こども園等における日常の仕訳処理から決算報告書類の作成までの会計業務全般、さらには理事会や評議員会の運営・書類点検など法人運営に関わる部分を含め、園の業務を強力にサポート。現在東京本社その他、札幌、盛岡、新潟、大阪、広島、福岡、熊本を拠点に国内全域をカバー。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 柴田 洋平（弁護士・保育士）

TEL 03-6915-1910 Email yohokeyei\_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

